

手続名
食事療養標準負担額減額認定申請手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線313）

手続説明

- ・概要
食事療養標準負担額の減額認定を申請し、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けることができます。また、食事療養標準負担額減額認定証を破損、紛失した場合再交付の申請をすることができます。
- ・要件
世帯主および世帯員全員が住民税非課税である方

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・国民健康保険被保険者証

手続詳細URL	
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika ku_kyufu/2010-0826-1824-16.html	
出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり